

兵庫県公報

令和6年3月19日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）

- 1 県民サービスの利便性を向上するため、教員免許状の授与等に関する手数料の納入を電子納付でも可能とすることとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 教育職員免許法施行規則の一部改正により、科目区分の統合又は削除等が行われることに伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第1号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

別表第3備考1の表中

「

理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
----	--

」

を

「

理科	物理学 化学 生物学 地学
----	------------------------

」

	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
--	-----------------------

に、
「

技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
----	---

を
「

技術	材料加工（実習を含む。） 機械・電気（実習を含む。） 生物育成 情報とコンピュータ
----	--

に、
「

家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）
----	--

を
「

家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
----	--

に改める。

別表第4中「総合的な学習の時間の指導法」を「総合的な探究の時間の指導法」に改め、同表備考1の表中

「

理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
----	---

を

「

理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
----	---

」

に、

「

家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理
----	--

」

を

「

家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学
----	--

」

に、

「

情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業
----	--

」

を

「

情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術
----	---

」

に改める。

別表第10備考5中「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち3以上の科目についてそれぞれを「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について」に、「木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）」を「材料加工（実習を含む。）及び生物育成」に改める。

別表第11備考4中「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）」を「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）」に改め、「、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第2欄に掲げる家庭の教科に関する専門的事項に関する科目のうち住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上を」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。